

石川県公報

令和2年10月7日(水曜日)

号 外

(第77号)

目 次

規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「以下同じ」を「第三号において同じ」に、「以下」を「次号において」に改め、同項第二号中「以下」の下に「この項において」を加え、同項第三号中「高等学校等」の下に「高等学校の専攻科又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、同項に次の二号を加える。

四 高等学校の専攻科に在学する生徒に対する支援金(授業料に係るものに限る。次号において「高等学校専攻科支援金」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 高等学校専攻科支援金の支給に関する生徒又はその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第十五項第一号及び第二号中「以下」を「次号及び次条第四項において」に改め、同項第三号中「高等学校等」の下に「高等学校の専攻科又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加える。

第四条第四項第三号中「高等学校等」の下に「高等学校の専攻科又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、同項に次の二号を加える。

四 高等学校の専攻科に在学する生徒に対する支援金(授業料に係るものに限る。次号において「高等学校専攻科支援金」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 高等学校専攻科支援金の支給に関する生徒又はその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中石川県住民基本台帳法施行条例に基づき知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則第三条第十五項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。